	加权之
1	一般細菌
2	大腸菌
<u>3</u>	カドミウム
5	<u>水銀</u> セレン
6	<u>ピレン</u> 鉛
	<u> </u>
8	六価クロム
9	亜硝酸態窒素
10	シアン
11	ガラック 硝酸態窒素・亜硝酸態窒素
12	nnx心主ボ エnnx心主ボ フッま
13	フッ素 ホウ素
14	四塩化炭素
15	1. 4ージオキサン
	シスー1 クージクロロエチレン及び
16	シスー1.2ージクロロエチレン及び トランスー1.2ージクロロエチレン
17	ジクロロメタン
18	テトラクロロエチレン
19	トリクロロエチレン
20	ベンゼン
21	塩素酸
22	クロロ酢酸
23	クロロホルム
24	ジクロロ酢酸
25	ジブロモクロロメタン
26	臭素酸
27	総トリハロメタン
28	トリクロロ酢酸
29	ブロモジクロロメタン
30	ブロモホルム
31	ホルムアルデヒド
	亜鉛
33	
34	
	銅
36	ナトリウム
37	マンガン
	塩化物イオン
39	
40	
	陰イオン界面活性剤
42	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール
43 44	2-メチルイソボルネオール 非イオン界面活性剤
45	フェノール類
46	
47	日成物(100)

		建築物衛	生法		
水道			地下	水	
6月 期間中		給水開始	6月	期間中	3年
Ω		Ω	0		
0		0	00		
		Ŏ			
		Ŏ			
		Ŏ			
0			0		
		0			
		Ö			
0		ŏ	0		
	0	Ŏ O		0	
0		ŏ	0		
		0			
		ŏ			
		0			0
		0			0
		0			0
		0			0
		0			000
		0			0
		Ö			Ö
	0	0		O	
	0000000000	0		0000000000	
	ŏ	ŏ		ŏ	
	$\sim$	0		$\sim$	
	$\stackrel{\circ}{\sim}$	$\stackrel{\sim}{\sim}$		$\stackrel{\circ}{\sim}$	
	$\sim$	0		$\sim$	
	0	ŏ		)(	
	$\sim$	0		$\sim$	
	$\sim$	0		$\sim$	
	0	ŏ		Ò	
	Ŏ	00		Ŏ	
_	U	0		U	
0		Ŏ	0		
_		0			
0		ŏ	00		
O		()	O		
		0			
		Ŏ			
0		0 0 0	0		
		0			
0		0	0		
		0			
		0			
		0			
		0			
		ŏ			0
$\circ$		ň	$\sim$		
0		0	00		
ŏ		Ö	)()		
		$\sim$	$\sim$		
0		0	00		
$\circ$					
000		ŏ	ŏ		

15条 3号イ 1カ月 ※1 〇	15条 3号口 1カ月	15条3 号ハ 3カ月 〇 〇 〇 〇 〇	水道法 15条 3号ハ ただし書き 1年 ※2 〇 〇 〇	*3 O O O	15条 省町 ※4	8可 ※5	<b>%</b> 6	給水開始 〇 〇 〇 〇 〇 〇
1カ月 ※1 〇 〇	1カ月	0 0 0 0 0 0	1年 ※2 〇 〇 〇 〇	000			<u></u> %6	
0		0000	00000	000	<b>*</b> 4	*3	<u>%0</u>	0
		0000	0000	00				0
		0000	0000	00				Ö
		0000	0000	00				ŏ
		Õ	)					()
		Õ	)					$\sim$
		Õ	)	0	0			$\sim$
		Õ	)					$\sim$
		0	00		0			$\sim$
		Ö						$\sim$
		$\stackrel{\sim}{\sim}$						$\sim$
								$\sim$
		0	00					$\sim$
		$\vdash$	$\sim$	0				$\sim$
		$\vdash$	$\sim$	0		$\overline{}$		$\sim$
		0	000			0		)
						U		U
		0	0			0 000		000000000000000000000000000000000000000
		0	0			0		0
		0	0			0		0
		0 0	000			0		0
		0	0			0		0
		Ŏ						0000
		0 0						Ö
		Ö						Ö
		Ö						Ö
		Ō						Ö
		0 0		0				Ö
		Õ						Ö
		Õ						Ŏ
		Õ						Ŏ
		ŏ						ŏ
		0						ŏ
		0	0		0			0000000
		ñ	00		000			õ
		$\circ$	Õ		Ŏ			Õ
		ŏ	ŏ		Õ			ŏ
		ŏ	ŏ	0				ŏ
		0	ŏ	0				
0		l ~	_	Ĭ				ŏ
)		0	0	0				Ŏ
		ŏ	ŏ	ŏ				Õ
		Ŏ O	Õ	0				Õ
	О	Ĭ		Ŭ			0	Ŏ
	00						Õ	Ŏ
		0	C	0				Ŏ
		0	00	00				õ
Ω								ŏ
č								č
ŏ								ŏ
$\stackrel{\sim}{\sim}$								$\tilde{c}$
$\stackrel{\sim}{\sim}$		<b> </b>						$\sim$
00000		<b> </b>						$\sim$
9	2	40	28	14	6	8	2	51

6月	6月	
0	0	
ŏ	Õ	
ŏ	)	
ŏ		
ŏ		
Ö		
Ö		
Ö		
00		
0		
00		
_		
00		
)		
0		
0		
0		
Ö		
Ö		
Ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
ŏ		
0		
0		
00		
_		
00	0	
	0	
0		
0_		
0_		
Ŏ		
Ŏ		
0		
0	0	
0	0	
0	0	
0	0	
0	0	

0

51

小規模専用水道

一般細菌	1
大腸菌	2
カドミウム	3
水銀	4
セレン	- 5
<u>ピレン</u> 鉛	ě
上素	_
六価クロム	ω.
亜硝酸態窒素	9
シアン	10
硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	11
フッ素	12
ホウ素	12 13
四塩化炭素	14
1. 4ージオキサン	15
シスー1. 2ージクロロエチレン及び	16
トランスー1.2ージクロロエチレン	
ジクロロメタン	17
テトラクロロエチレン	18
テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	19
ベンゼン	20
塩素酸	21
クロロ酢酸	22
クロロホルム ジクロロ酢酸	23
ジクロロ酢酸	24
ジクロロクロロメタン	25
臭素酸	26
総トリハロメタン	27
トリクロロ酢酸	28
ブロモジクロロメタン	29
ブロモホルム	30
<u> </u>	
ホルムアルデヒド	31
亜鉛	32
アルミニウム	33
鉄	34
銅	35
ナトリウム	36
	37
マンガン 塩化物イオン カルシウム, マグネシウム 蒸発残留物	38
カルシウム・フグネシウム	39
蒸発残留物	
	40
陰イオン界面活性剤	41
ジェオスミン	42
2-メチルイソボルネオール	43
非イオン界面活性剤	44
フェノール類	45
有機物(TOC)	46
pH値	47
味	48
臭気	49
色度	50
濁度	51

- ※1 水道により供給される水の場合、38、46~51の項目は、3ヶ月とすることができる
- ※2 原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合で、基準値の5分の1の場合は、1年、10分の1の場合は、3年とすることができる。
- ※3 原水並びに水源及びその周辺の状況による

47 pH値 48 味 49 臭気 50 色度 51 濁度

※4 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況

- ※5 原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)
- ※6 原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、藻類の発生状況を含む。)

## 水質基準

-		
1	一般細菌	m の検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大陽菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/ 以下であること。
	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/ 以下であること。
	1・4—ジオキサン	0.05mg/ 以下であること。
16	シス―1・2―ジクロロエチレン及びトランス―	0.04mg/ 以下であること。
	1・2-ジクロロエチレン	
17	ジクロロメタン	0.02mg/ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ 以下であること。
	トリクロロエチレン	0.03mg/I以下であること。
	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。
	塩素酸	0.6mg/l以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下であること。
	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
	ジクロロ酢酸	0.04mg/ 以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0. 1mg/ 以下であること。
	臭素酸	0.01mg/l以下であること。
27		0.1mg/ 以下であること。
'	ロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホル	0. mg/ 12/1 C8/8/2 C8
	ムのそれぞれの濃度の総和)	
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/ 以下であること。
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。
	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下であること。
	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ 以下であること。
	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ 以下であること。
24	サルミーソム及いその10日初 鉄及びその化合物	
	<u>鉄及いての化合物</u> 銅及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ 以下であること。 銅の量に関して、1.0mg/ 以下であること。
		MV 単に因して、LVIIIS/   以下じのること。   十トロウナの早に用して、200mg / IVI 下でもできた。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ 以下であること。
	塩化物イオン	200mg/ 以下であること。    200mg/ 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ 以下であること。
	蒸発残留物	500mg/ 以下であること。
	陰イオン界面活性剤 (アログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	0. 2mg/ 以下であること。
42		0.00001mg/l以下であること。
46	メチルナフタレン—四a(二H)—オール(別名ジェ	
43	ー・ニ・七・七―テトラメチルビシクロ [ニ・	0.00001−mg/l以下であること。
	二・一] ヘプタン―二―オール(別名二―メチル	
<u></u>	イソボルネオール)	
	非イオン界面活性剤	0.02mg/ 以下であること。
	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/ 以下であること。
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
	I N±	異常でないこと。
48	味	
48 49	臭気	異常でないこと。
48 49 50	臭気 色度	異常でないこと。 5度以下であること。
48 49 50	臭気	異常でないこと。